

税額控除に係る証明書

社会福祉法人熊野町社会福祉協議会

貴法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、この証明に係る有効期限は、次のとおりです。

令和6年1月10日から令和11年1月9日（5年間）

令和6年1月10日

広島県知事 湯崎英彦

